

会員通知 第 6 8 号
平成 2 4 年 5 月 8 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人札幌証券取引所
理事長 小 池 善 明

証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しに伴う
「企業行動規範に関する規則」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「企業行動規範に関する規則」等の一部改正を行い、平成 2 4 年 5 月 1 0 日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、上場会社の経営者による企業価値の重大な毀損行為が相次いで発覚したことを受け、独立役員に関する情報開示の充実や、独立役員が期待される役割を果たすための対応を行うことで、一歩でも証券市場の信頼回復を図るため、企業行動規範に関する規則等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

1. 独立役員に関する情報開示の拡充

・上場会社は、独立役員として指定する者が、次の a ~ c に該当する場合は、それぞれに掲げる事項を独立役員届出書に記載するとともに、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示するものとします。

a 上場会社の取引先又はその出身者

その旨及び取引の概要

b 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者

その旨及び相互就任の概要

c 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

その旨及び寄付の概要

2. 独立役員等に関する情報の提供

・上場会社は、独立役員に関する情報及び社外役員の独立性に関する情報を株主総会における議決権行使に資する方法により株主に提供するよう努めるものとします。

3. 独立役員の構成

・上場会社は、独立役員に取締役会における議決権を有している者が含まれていることの意義を踏まえ、独立役員の指定を行うよう努めるものとします。

4. 独立役員が機能するための環境整備

- ・上場会社は、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備するよう努めるものとします。

5. 業務の適正を確保するために必要な体制の構築・運用

- ・上場会社は、業務の適正を確保するために必要な体制を適切に構築・運用するものとします。

II. 施行日

平成24年5月10日より施行します。

以 上

証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しに伴う
「企業行動規範に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表……………	1
2. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表……………	2
3. 企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表……………	4

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第2章 遵守すべき事項 (業務の適正を確保するために必要な体制整備)</p> <p>第8条 上場会社は、当該上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備(会社法第362条第4項第6号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。)を決定するとともに、<u>当該体制を適切に構築し運用するものとする。</u></p> <p>第3章 望まれる事項 (独立役員構成)</p> <p>第14条の4 <u>上場会社は、独立役員に取締役会における議決権を有している者が含まれていることの意義を踏まえ、独立役員を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>(独立役員が機能するための環境整備)</p> <p>第14条の5 <u>上場会社は、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備するよう努めるものとする。</u></p> <p>(独立役員等に関する情報の提供)</p> <p>第14条の6 <u>上場会社は、独立役員に関する情報及び会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員の独立性に関する情報を株主総会における議決権行使に資する方法により株主に提供するよう努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年5月10日から施行する</p>	<p>第2章 遵守すべき事項 (業務の適正を確保するために必要な体制整備)</p> <p>第8条 上場会社は、当該上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備(会社法第362条第4項第6号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。)を決定するものとする。</p> <p>第3章 望まれる事項</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>11. の4 第6条の5 (コーポレート・ガバナンスに関する報告書) 関係</p> <p>第6条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>独立役員の確保の状況(次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。)</u></p> <p><u>a 独立役員として指定する者が、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由</u></p> <p><u>(a) 当該会社の親会社又は兄妹会社の業務執行者等(業務執行者(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。))又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(b) 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等</u></p> <p><u>(c) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。)</u></p> <p><u>(d) 当該会社の主要株主</u></p> <p><u>(e) 次のイ又はロに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者</u></p>	<p>11. の4 第6条の5 (コーポレート・ガバナンスに関する報告書) 関係</p> <p>第6条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>独立役員の確保の状況(独立役員として指定する者が、次のaからeまでのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由を含む。)</u></p> <p><u>a 当該会社の親会社又は兄弟会社(当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。以下同じ。)の業務執行者等(業務執行者(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。))又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等</u></p> <p><u>c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。)</u></p> <p><u>d 当該会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>e 次の(a)又は(b)に掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者</u></p> <p><u>(a) aから前dまでに掲げる者</u></p> <p><u>(b) 当該会社又はその子会社の業務執行者等(社外監査役を独立役員として</u></p>

イ (a) から前 (d) までに掲げる者

ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者等 (社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。)

b 独立役員として指定する者が、次の (a) から (c) までのいずれかに該当する場合

その旨及びその概要

(a) 当該会社の取引先又はその業務執行者等

(b) 当該会社の業務執行者等が他の会社の社外役員 (会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する社外役員をいう。以下同じ。) である場合の当該他の会社の業務執行者等

(c) 当該会社から寄付を受けている者 (当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、業務執行者等又はそれに相当する者をいう。)

(6) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成 24 年 5 月 10 日から施行する。
- 2 改正後の 11. の 4 (5) の規定は、この改正規定施行の日以後に株券の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 上場会社は、改正後の 11. の 4 (5) に掲げる事項を記載したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、平成 24 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく本所に提出するものとする。

指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。)

(6) (略)

企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>6. 第19条（公表措置等）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第19条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>a～d (略)</p> <p><u>dの2 第8条の規定</u> <u>会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備状況及び運用状況並びに金融商品市場に対する投資者の信頼の毀損の状況</u></p> <p>e・f (略)</p> <p>g 第11条の規定 内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体制の整備状況</p> <p>h 第12条の規定 反社会的勢力による関与を防止するための社内体制の整備状況</p> <p>i (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。</p>	<p>6. 第19条（公表措置等）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第19条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>a～d (略)</p> <p>(新設)</p> <p>e・f (略)</p> <p>g 第11条の規定 <u>第11条の規定の違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体制の整備状況</u></p> <p>h 第12条の規定 <u>第12条の規定の違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに反社会的勢力による関与を防止するための社内体制の整備状況</u></p> <p>i (略)</p>